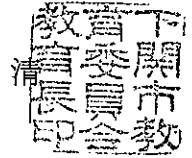


下教政第854号
平成28年9月9日

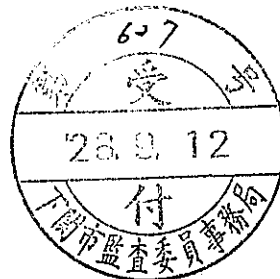
下関市監査委員 様

下関市教育委員会
教育長 波佐間



定期監査の結果に関する措置について

平成28年6月15日付け監査報告第12号で報告のありました件について、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、通知いたします。



収 受 印	事務局長	文書主任
	大賀	大賀

定期監査の結果に対する改善措置等の状況
【豊浦教育支所所管の事項】

- ① 施設の修繕に係る随意契約及び物品購入に係る契約事務において、仕様書や設計書が作成されていなかった。下関市契約規則（以下「契約規則」という。）では、予定価格は、仕様書、設計書等によって予定され、契約完了検査は、仕様書、設計書等に基づき、履行内容について検査するものとされている。物品の検収についても、下関市会計規則（以下「会計規則」という。）で、仕様書又は図面等に対する適否が検収事項として定められている。契約規則や会計規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【改善措置状況】

指摘以降、直ちに仕様書等を作成し、予定価格の決定及び検査検収を行うことに改めました。今後は、下関市契約規則及び会計規則に基づき、適正な契約事務をいたします。

- ② 修繕業務に係る契約事務において、施工箇所、発注時期及び取扱業者が同一でありながら、正当な理由がなかったにもかかわらず当該業務を二つに分割して随意契約により発注しているものが見受けられた。下関市随意契約ガイドラインでは、業務を作為的に分割して発注する行為は、厳に禁止するとされている。当該業務は、分割発注していなければ、その予定価格は契約規則第19条に定められた額を超え、競争入札の方法により契約を締結すべきものであった。関係法令等に基づき、厳格かつ適正な契約事務を行われたい。

【改善措置状況】

今後は、契約事務の執行にあたっては、下関市契約規則及び関係法令等の確認を徹底し、再発防止及び適正な事務処理をいたします。